

第87号議案 出島条例の一部を改正する条例について

	ページ
1 条例改正案の概要 . . . . .	1
2 施設の概要 . . . . .	2～4
3 指定管理者制度導入について . . . . .	4
4 指定までのスケジュール . . . . .	5
5 出島条例新旧対照表 . . . . .	6～10

文化観光部

令和元年6月



## 1 条例改正案の概要

### (1) 目的

出島においては、受付業務や、利用者への利便性の向上・利用促進に関する業務、維持管理に関する業務については、既に委託を行っているが、民間の能力やノウハウを活用し、さらなるサービス向上等を図るため、指定管理者制度を導入したい。

なお、完全復元と保存活用を目指す市の使命として、出島復元整備室の業務である建造物の復元などの出島復元整備事業、出島に関する資料の調査、収集、保存及び展示、史跡「出島和蘭商館跡」の調査・保護などの業務はこれまでと同様に直営で行うこととしたい。

### (2) 改正の主な内容

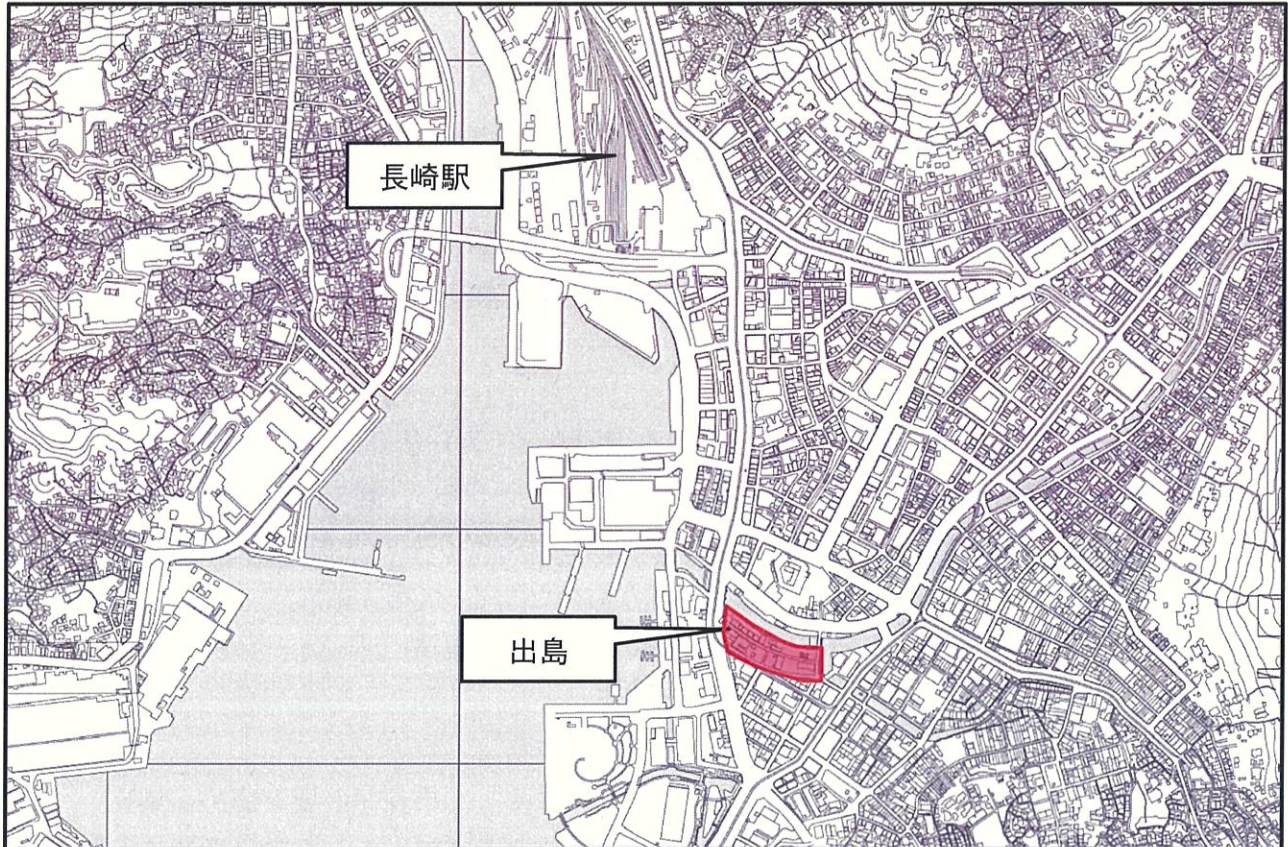
- ア 出島の管理を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、市長が指定するもの（指定管理者）に行わせる。（第 3 条第 1 項）
- イ 指定にあたっては、公募の方法により、これを行うものとする。（第 3 条第 2 項）
- ウ 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。（第 4 条）
  - （ア）出島の利用の許可その他の出島の利用に関する業務
  - （イ）出島の宣伝及び利用促進に関する業務
  - （ウ）出島の施設及び設備の維持管理に関する業務
  - （エ）前 3 号に掲げるもののほか、出島の運営に関して市長が必要と認める業務
- エ 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。（第 6 条第 4 項）
- オ 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。（第 21 条第 1 項）

### (3) 施行期日 令和 2 年 4 月 1 日

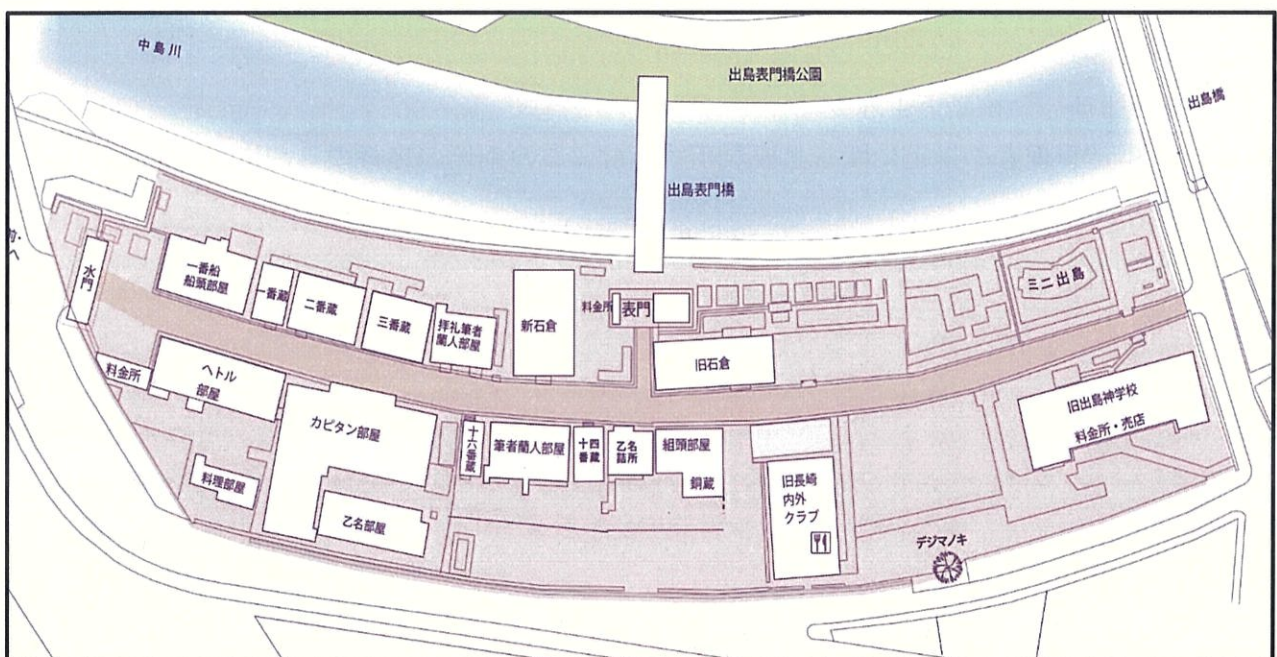
指定管理者の指定に関し必要な手続きは、この条例の施行の日前においても行うことができる。

## 2 施設の概要

### (1) 位置図



### (2) 平面図



- (3) 名 称 出島  
 (4) 所 在 地 長崎市出島町6番1号  
 (5) 設置年月日 平成18年4月1日  
 (6) 敷地面積 12,165.59 m<sup>2</sup>  
 (7) 設置目的

国指定史跡である出島和蘭商館跡を保存するとともに、その歴史及び文化に親しむ場として活用を図り、もって市民の文化的向上に資するため。

(8) 主な施設内容

建物名称	主な用途	構造	建築/復元年	建面積 (m <sup>2</sup> )	延床面積 (m <sup>2</sup> )
一番船頭部屋	展示施設	木造	2000年(平成12年)復元	178.03	351.66
一番蔵	展示施設	土蔵造	2000年(平成12年)復元	54.65	109.30
二番蔵	展示施設	土蔵造	2000年(平成12年)復元	127.53	242.65
ヘトル部屋	売店、体験調理室	木造	2000年(平成12年)復元	226.91	453.82
料理部屋	展示施設	木造	2000年(平成12年)復元	59.62	59.62
三番蔵	展示施設	土蔵造	2006年(平成18年)復元	116.37	216.25
拝礼筆者蘭人部屋	展示施設	木造	2006年(平成18年)復元	116.51	215.96
カピタン部屋	展示施設、体験展示室	木造	2006年(平成18年)復元	554.03	1,064.84
乙名部屋	展示施設	木造	2006年(平成18年)復元	160.59	265.31
水門	入退場口	木造	2006年(平成18年)復元	58.18	13.58
十六番蔵	企画展示室、収蔵庫	RC造	2016年(平成28年)復元	47.09	86.89
筆者蘭人部屋	展示施設	木造	2016年(平成28年)復元	170.09	316.41
十四番蔵	展示施設	土蔵造	2016年(平成28年)復元	59.36	116.42
乙名詰所	展示施設	木造	2016年(平成28年)復元	86.46	138.91
銅蔵・組頭部屋	展示施設	土蔵造	2016年(平成28年)復元	144.66	275.07
旧石倉	展示施設	石積造	1957年(昭和32年)復元	180.52	365.28
新石倉	総合案内所、ガイダンス施設	石積造	1976年(昭和51年)復元	214.70	214.70
表門	入退場口	木造	1990年(平成2年)復元	72.73	72.73
旧出島神学校	展示施設、売店	木造	1878年(明治11年)建設	391.64	783.28
旧長崎内外クラブ	展示施設、レストラン	木造	1903年(明治36年)建設	332.90	668.97
計				3,352.57	6,031.65

(9) 開館時間及び休場日

ア 出島の開場時間及び休場日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。

(第5条第1項)

イ 市長の承認の基準は、出島の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。(第5条第2項)

※市長の承認の基準(出島条例施行規則第2条及び第3条)

(ア) 開場時間 午前8時00分～午後9時00分

(イ) 休場日 年中無休(施設の保守点検その他やむを得ない理由があると認めるときに限り休場日を設定。)

(10) 入場料

令和元年10月1日以降

区分	入場料		年間入場料 (1人1年間につき)
	個人	団体(15人以上)	
一般	520 円	410 円	830 円
高校生	200	100	310
小中学生	100	60	200

(11) 入場者の推移

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
入場者数	446,134人	416,999人	520,701人	532,013人

3 指定管理者制度導入について

(1) 指定期間 令和2年4月1日～

(5年以上15年以内の範囲で指定管理者から提案を受け、  
市長が定める期間)

(2) 選定方法 公募

(3) 利用料金制 適用する

#### 4 指定までのスケジュール

年 月	市議会	内 容
令和元年 6 月	6 月議会	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">条例改正</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例改正議案審査</li> <li>・ 補正予算（指定管理者候補者選定審査会費）議案審査</li> </ul>
令和元年 7 月		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">評価項目策定（指定管理者候補者選定審査会）</div>
8 月～	11 月議会	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者公募</div>
10 月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募締切</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">審査（指定管理者候補者選定審査会）</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査及び候補者団体の決定</li> </ul>
11 月		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者の指定</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定議案審査</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">債務負担行為の設定</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補正予算議案審査</li> <li>・ 協定書の締結</li> </ul>
令和 2 年 2 月		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">指定管理者制度導入</div>
4 月 1 日		

5 出島条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○出島条例 第1条～第2条（略）</p>	<p>○出島条例 第1条～第2条（略） <u>（指定管理者による管理）</u> 第3条 市長は、出島の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。 2 市長は、前項の指定に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。 3 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に事業計画書その他市長が別に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。 4 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、次に掲げる条件を満たすものうちから最も適当と認めるものを指定管理者として指定する。 (1) 市民及び観光客の平等利用を確保することができるものであること。 (2) 出島の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。 (3) 出島の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有しているものであること。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が別に定める条件 <u>（指定管理者が行う業務）</u> 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 出島の利用の許可その他の出島の利用に関する業務 (2) 出島の宣伝及び利用促進に関する業務 (3) 出島の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、出島の運営に関して市長が必要と認める業務 <u>（開場時間及び休場日）</u> 第5条 出島の開場時間及び休場日は、市長の承認を得て指定管理者が定める。</p>



(入場料)

第3条 出島の入場料は、別表第1のとおりとする。

2 前項の入場料は、入場の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(模写等又は利用の許可)

第4条 学術研究等のため出島の資料の模写、模造、複製、撮影等（以下「模写等」という。）をしようとする者又は出島の附属設備（市長が定めるものに限る。第13条を除き、以下同じ。）を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしない。
- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
  - (2) 出島の管理上支障があるとき。
  - (3) その他市長が適当でないとき。
- 3 市長は、出島の管理上必要があると認めるときは、模写等又は利用（以下「利用等」という。）の許可について条件を付することができる。

2 前項の承認の基準は、出島の利用形態、利用者の利便性等を勘案して市長が別に定める。

(利用料金)

第6条 出島に入場しようとする者又は次条第2項の利用の許可を受けた者は、出島の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金（附属設備の利用に係るものを除く。）は、別表第1に掲げる額を基準として、利用の形態等の状況を勘案して指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

3 附属設備の利用に係る利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

4 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(模写等又は利用の許可)

第7条 学術研究等のため出島の資料の模写、模造、複製、撮影等（以下「模写等」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 出島の附属設備（市長が定めるものに限る。第16条を除き、以下同じ。）を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。

3 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前2項の許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 出島の管理上支障があるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) その他市長又は指定管理者が適当でないとき。

4 市長又は指定管理者は、出島の管理上必要があると認めるときは、模写等又は利用（以下「利用等」という。）の許可について条件を付することができる。

(使用料)

第5条 利用等の許可を受けた者 (以下「利用者」という。) は、模写等に係るものにあつては1点につき3,237円の範囲内において市長が定める使用料を、附属設備に係るものにあつては市長が定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、利用等の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用等の許可の取消し等)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用等の許可を取り消し、又は利用等を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用等の許可を受けたとき。
- (2) 利用等の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市は、その責めを負わない。

(入場料等の減免)

第8条 市長は、特別の理由があると認めるときは、入場料又は使用料 (以下「入場料等」という。) を減免することができる。

(入場料等の返還)

第9条 既納の入場料等は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第10条～第16条 (略)

(使用料)

第8条 前条第1項の模写等の許可を受けた者は、1点につき3,237円の範囲内において市長が定める使用料を納入しなければならない。

2 前項の使用料は、模写等の許可の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(権利の譲渡等の禁止)

第9条 利用等の許可を受けた者 (以下「利用者」という。) は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用等の許可の取消し等)

第10条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用等の許可を取り消し、又は利用等を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利用等の許可を受けたとき。
- (2) 利用等の許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定による処分によつて利用者に損害が生じることがあつても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金を減免することができる。

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第13条～第19条 (略)

(準用)

第17条 第6条から第10条までの規定は、出島をその目的外に使用する場合について準用する。

(準用)

第20条 第9条から第13条まで(第11条第2項を除く。)の規定は、出島をその目的外に使用する場合について準用する。この場合において、第10条第1項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」とする。

(市長による管理)

第21条 市長は、指定管理者の指定をすることができないとき、又は指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の停止を命じたときは、第3条第1項の規定にかかわらず、管理の業務を自ら行うものとする。

2 前項の場合における、第5条第1項、第6条第1項及び第3項、第7条(第1項を除く。)、第10条、第11条第2項並びに第12条の規定の適用については、第5条第1項中「市長の承認を得て指定管理者が」とあるのは「市長が別に」と、第6条第1項中「出島の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない」とあるのは「別表第1に掲げる入場料を市長に納入しなければならない」と、同条第3項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別に、」と、第7条第2項中「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第3項及び第4項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、第10条第1項中「市長又は指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2項中「市及び指定管理者」とあるのは「市」と、第11条第2項中「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定める基準に基づき、利用料金」とあるのは「市長は、特別の理由があると認めるときは、入場料」と、第12条中「使用料」とあるのは「入場料又は使用料」とし、第5条第2項、第6条第2項及び第4項並びに前条後段の規定は適用しない。

3 市長は、第1項の規定により管理の業務を行うこととし、又は同項の規定により行っている管理の業務を行わないこととするときは、あらかじめ

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(中略)

別表第1 (第3条関係)

(略)

別表第2 (第15条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
喫茶店	1月の売上額の100分の5.39に
売店	相当する金額
市長が出島の活性化に有効であると認めるもの	

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間は1月とする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

その旨を告示するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(中略)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)前に改正前の出島条例の規定によりなされた利用の許可その他の行為は、改正後の出島条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(準備行為)

3 指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行日前においても行うことができる。

別表第1 (第6条関係)

(略)

別表第2 (第18条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
市長が出島の活性化に有効であると認めるもの	1月の売上額の100分の5.39に相当する金額

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間は1月とする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。